

財務省令第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年一月十六日

財務大臣 谷垣 禎一

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号

）の一部を次のように改正する。

目次中「処分通知等（第七条）」を「処分通知等その他の通知（第七条・第八条）」に改める。

第四章の章名中「処分通知等」の下に「その他の通知」を加える。

本則に次の一条を加える。

（納付情報の通知）

第八条 税関長は、第三条に規定する申請等又は前条に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料又は登録免許税の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料又は登録免許税に係る納付番号その他の納付情報を、情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、通知するものとする。

別表中第三三一号を第三四二号とし、第二六六号から第三三〇号までを十一号ずつ繰り下げ、第二六五号を第二七四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二七五	コンテナー特例法第十四条第一項の規定による承認の申請
二七六	コンテナー特例法第十五条第二項において準用するコンテナー特例法第十四条第一項の規定による承認の申請

別表中第二六四号を第二七三号とし、第二三三号から第二六三号までを九号ずつ繰り下げ、第二三二号を第二四〇号とし、同号の次に次の一号を加える。

二四一	通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）第五条の規定による書面（同条各号に掲げるものを除く。）の提出
-----	--

別表中第二三二一号を第二三九号とし、第一四〇号から第二三〇号までを八号ずつ繰り下げ、第一三九号を第一四六号とし、同号の次に次の一号を加える。

一四七	関税定率法第十九条第二項において準用する同法第十三条第五項の規定による製造終了の届出
-----	--

別表中第一三八号を第一四五号とし、第一三〇号から第一三七号までを七号ずつ繰り下げ、第一二九号を第一三五号とし、同号の次に次の一号を加える。

一三六	関税定率法第十三条第五項の規定による製造終了の届出
-----	---------------------------

別表中第一二八号を第一三四号とし、第一二三号から第一二七号までを六号ずつ繰り下げる。

別表第一二二号中「(昭和二十九年政令第百六十四号)」を削り、同号を同表第一二八号とする。

別表中第一二一号を第一二六号とし、同号の次に次の一号を加える。

一二七	税関関係手数料令(昭和二十九年政令第百六十四号)第十四条第一項の規定による承認の申請
-----	--

別表中第一二〇号を第一二五号とし、第九七号から第一一九号までを五号ずつ繰り下げる。

別表第九六号中「規定する」の下に「交付及び」を加え、同号を同表第一〇一号とする。

別表中第九五号を第一〇〇号とし、第九四号を第九八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九九 関税法第九十八条第一項の規定による臨時開庁の承認の申請

別表中第九三号を第九五号とし、同号の次に次の二号を加える。

九六 関税法第七十五条において準用する同法第六十八条第二項の規定による課税標準の決定のため必要な書類の提出

九七 関税法第七十五条において準用する同法第六十九条第二項の規定による検査の許可の申請

別表第九二号中「（同法第七十五条において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同表第九三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九四 関税法第六十九条第二項の規定による検査の許可の申請

別表中第九一号を第九二号とし、第二六号から第九〇号までを一号ずつ繰り下げ、第二五号の次に次の一号を加える。

二六 関税法第二十条第一項の規定による許可の申請

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年一月十九日から施行する。

(たばこ特別税に関する省令の一部改正)

第二条 たばこ特別税に関する省令(平成十年大蔵省令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

本則の表税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の項中「別表第二七六号」を「別表第二八七号」に改める。